

令和6年6月7日

公立大学法人三条市立大学
理事長 アハメド シャハリアル 様

公立大学法人三条市立大学

監事 石川 勝行

監事 中村 崇

監査報告書

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人三条市立大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における業務について監査を実施しました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査方法及びその内容

監事は、理事会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、また、関係する役員及び職員から説明を受けるなど、業務の状況を調査しました。

また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の内容について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制及び運用については、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状況及び運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を適正に示しているものと認めます。